

## 広島県告示第五百七十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第十八条の二第一項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定の一部を行わせることとした。

令和八年四月二十七日

広島県知事 横 田 美 香

### 一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

#### 1 名称

一般財団法人日本建築総合試験所

#### 2 住所

大阪府吹田市藤白台五丁目八番一号

### 二 業務区域

広島県全域

### 三 構造計算適合性判定業務を行う事務所の所在地

大阪府大阪市中央区内本町二丁目四番七号（大阪事務所）

東京都港区西新橋一丁目五番八号（東京事務所）

### 四 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務

#### 1 延べ面積が千平方メートルを超える建築物（法第六条第一項若しくは法第六条の二第

一項の規定による一の確認申請又は法第十八条第二項若しくは同条第四項の規定による一の計画通知における別棟（法第二十条第二項の規定により別の建築物とみなすものを含む。）で延べ面積千平方メートル以下の建築物（以下、「附属建築物」という。）を含む。）のうち、広島県内に事務所を置く全ての判定機関が判定することができない建築物の構造計算適合性判定の業務

#### 2 認定プログラムによって安全性を確かめた延べ面積が千平方メートル以下の建築物（

延べ面積が千平方メートルを超える建築物の附属建築物を除く。）の構造計算適合性判定の業務

### 五 構造計算適合性判定の業務の開始の日

令和八年四月一日